第２回 門真市国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健康診査等実施計画推進委員会 議事録

【1】開催日時： 令和 8 年 10 月 22 日（木） 午後 2 時 00 分～3 時 00 分

【2】会 場： 門真市保健福祉センター 会議室（3 階 多目的ホール）

【3】内 容：

１．門真市国民健康保険データヘルス計画の概要について

２．中間評価素案について

・修正事項の検討など

３．その他

【4】出 席 者：

保健・医療団体等を代表する者

一般社団法人 門真市医師会 顧問 外山 学（委員長）

一般社団法人 門真市歯科医師会 副会長 服部 雅俊

門真市薬剤師会 副会長 小田 隆久

関係行政機関の職員

大阪府守口保健所 企画調整課 総括主査 三場 知香

本市の職員

健康保険課長 藤井 歩美

健康増進課長 笹井 麻里子

【5】市及び事務局出席者：

健康増進課 課長補佐 川口

健康増進課 主任 樋上

健康増進課 上席主査　中野

（委託業者）株式会社データホライゾン

【議事録】

発言者	発言内容	備考
事務局 （課長補佐）	定刻となりましたので、ただいまより第２回門真市国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健康診査等実施計画推進委員会を開催いたします。 私は、本日司会を担当させていただきます、健康増進課の川口と申します。申し訳ありませんが、着座にてご説明させていただきます。 なお、本日は現時点で傍聴希望者はおりませんので、その旨ご報告させていただきます。 それでは、会議を始めます前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。 本日お配りしております資料は、３つございまして、 ・第２回 会議次第 ・資料１門真市国民健康保険第３期データヘルス計画 中間評価素案 ・資料２個別の保健事業の検討事項 となっておりますが、不足等ございませんでしょうか。 （確認・不足なし） ありがとうございます。本日は、委員７名中６名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第５条第２項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。 本日の会議につきましては、後日議事録の作成が必要なため、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。	開会

	なお、お席につきましては、お手元の座席表のとおり、事務局で指定させていただいております。合わせてご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。 それでは、ここからの進行は外山委員長にお願いいたします。	
外山委員長	それでは、議題（1）の「計画の概要について」を議題といたしますので、事務局より説明をお願いします。	議題（1）
事務局 （課長補佐）	それでは、まず計画のこれまでの経緯及び概要についてご説明させていただきます。 前回配付させていただきました門真市国民健康保険第 3 期データヘルス計画及び門真市第 4 期特定健康診査等実施計画の冊子、および概要版をご覧いただきながら、時間の関係上、ポイントを絞ってご説明させていただきます。 データヘルス計画の冊子 7 ページをご覧ください。 本計画は、第 3 期データヘルス計画と第 4 期特定健康診査等実施計画を一体的に策定したもので、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間を計画期間とするものであり、被保険者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、ひいては医療費適正化に資することを目的としています。 この 2 つの計画のうち、第 3 期データヘルス計画について、中間年となる令和 8 年度に中間評価を行うこととしておりましたことから、このたび当該推進委員会を開催する運びとなったものでございます。 計画冊子の 47 ページ、もしくは概要版の 9 ページをご覧ください。 本計画における健康課題といたしまして、重点課題と設定しました項目につきましては、大阪府国民健康保険団体連合会より提供された「第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定の手引き」に基づき、本市国民健康保険の現状の分析結果を踏まえたうえで、5 つの課題を設定いた	

	しました。 1つ目といたしまして「特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率が低い」、2つ目に「がん検診の受診率が低い」、3つ目に「喫煙率が高い」、4つ目に「虚血性心疾患、脳血管疾患及び人工透析の患者が多い」、5つ目に「平均寿命、健康寿命の差が大きい」となっております。 この5つの健康課題の解決に向けて、11の保健事業における方向性や目標値の設定を行い、現在、取り組みを鋭意進めているところでございます。 冊子の55ページをご覧ください。 この55ページから84ページまでは、先ほどの5つの健康課題の解決に向けた具体的な取り組みといたしまして、11の保健事業の目標値などを定めている表となっております。 ご覧いただいている表につきましては、大阪府国民健康保険団体連合会より提供されたひな形をベースに策定いたしました。このひな形は、すべての市町村国保に向けて作成・提供されたものであり、都道府県内で共通の様式、共通の評価指標などが設定されていることから、他の同規模自治体との比較が可能となるほか、本市の客観的な状況を把握できるなどの利点がございます。 そのひな形データや特定健康診査の結果データ、レセプトデータ、国民健康保険データベースシステム（いわゆるKDBシステム）のデータ等を分析しまして、当該計画における本市の健康課題を抽出しております。 ご説明は以上でございます。	
外山委員長	ありがとうございました。では、これまでの説明について質問・ご意見等ございませんでしょうか。 （特になし）	議題（2）

	では、次の議題（2）「中間評価素案について」説明をお願いします。	
事務局 **（主任）**	はい。このたびの中間評価に関しましては、第3期データヘルス計画に設定している11の個別の保健事業について、現状分析や見直し、今後の方向性の検討を行い、残りの計画期間の進捗に活かしてまいりたいと考えております。 前回の会議におきまして、各保健事業における変更を検討したい内容についてご説明いたしましたが、本日、新たに変更を検討したい内容も含めて、改めて各事業の現状等を踏まえ、再度ご説明をさせていただきます。 それでは、資料1「門真市国民健康保険第3期データヘルス計画 中間評価素案」をご覧ください。 資料1につきましては、11の個別の保健事業について、それぞれ計画策定後からの実施状況を踏まえ、考察を加えたうえで事業評価を行い、今後の方向性をお示しするという形となっております。 具体的には7ページをご覧ください。ページ左上に事業名「特定健康診査事業」と記載されており、11ある事業の1つ目の事業となっております。 各事業につき全4ページで構成されており、1ページ目には事業概要として事業目的・事業内容、2ページ目にはより詳細な取り組み内容および令和6年度から令和8年度の実施状況が記載されております。3ページ目にはより詳細な取り組み内容に関するアウトプット・アウトカムの実績および目標値、4ページ目にはより詳細な取り組み内容に関する考察、事業評価（◎、〇、△、評価不能）、その理由に至った理由、今後の方向性を記載しております。 評価に関しましては、「◎」は計画どおりに事業を実施できた、「〇」は計画どおりに事業が一部実施できなかっ	

	た、もしくは課題が残った、「△」は計画どおりの事業実施ができなかった、もしくは事業の見直し・抜本的な見直しが必要、「評価不能」は事業内容や対象者の大幅な変更等により数値の算出・進捗の評価が不可能な状態を示しております。 また、変更を加えたい内容がある事業につきましては、事業名の横に「変更あり」と記載しております。 それではまず、7 ページの「特定健康診査事業」についてです。 特定健康診査は、門真市国民健康保険加入の 40～74 歳の方を対象とするメタボリックシンドロームに着目した健診となります。本事業の目的といたしましては、生活習慣病を予防・改善し、健康意識の向上と健診受診率の向上を図ることといたしております。 8 ページをご覧ください。特定健康診査受診率の向上をめざし、若年層への受診勧奨、特定健診だよりや市広報紙、市ホームページなどによる特定健康診査の周知に加え、受診しやすい環境整備として、日曜健診の実施、人間ドックの費用助成など、さまざまな取り組みを行っています。また、健診結果を適切に健康管理に役立てていただくため、結果説明会を開催しております。 9 ページをご覧ください。このような取り組みのもと、右上のアウトカムの目標値に対し、毎年 11 月に確定する法定報告値により特定健康診査受診率は令和 4 年度が 29.4%、令和 5 年度も 29.4%、令和 6 年度 29.5%と推移してまいりました。 令和 7 年度におきましては、10 月 2 日の時点でリハーサル値が算出され、29.8%で横ばいながら微増という結果となっております。11 月には本番データが確定となりますので、最終的にこの素案では、本番データに差し替えて記載させていただきたいと考えております。 受診率の推移につきましては、被保険者数が年々減少している中、受診率を支えている高齢者層が後期高齢者に移行	

	すること、加えて本市の被保険者の年齢構成の特徴として、受診率がなかなか上がらない 40～50 代の若年層の割合が高いことも全体の受診率の伸び悩みに影響していると推察しておりますが、令和 8 年度からはさらなる受診率向上をめざした新たな取り組みとして、健康保険課窓口での国保新規加入者の手続き時に受診勧奨チラシの配布や、自治会の回覧板に受診勧奨チラシの挟み込みも実施いたしております。 新たな取り組みを始めた一方で、結果説明会の開催につきましては、参加者が非常に少なく、年に 2 人程度の参加しかないことから費用対効果が得られにくい状況が継続していること、健診結果に同封する検査項目の説明チラシをわかりやすく改善したことを踏まえ、今回の中間評価で結果説明会の廃止について検討できればと考えております。また、結果説明会に代わる取り組みについては、今後検討してまいりたいと思っております。 このような状況を踏まえ、事業評価としては、9 ページの 11 年度の目標値のうち特定健康診査受診率の充足値である 33%にも至っていないことから、課題が残るとして「〇」とし、今後の方向性としましては、結果説明会は廃止、受診率向上に向けてはさらなる効果的な取り組みの検討や、今年度予定しているアンケート調査を踏まえ、受診しやすい健診体制の検討、加えて関係機関との連携のもと丁寧な周知啓発に努めてまいりたいと考えております。 次に、11 ページの「特定保健指導事業」についてです。 特定保健指導は、特定健康診査結果の階層化により動機付け支援や積極的支援といった特定保健指導の対象となった方に、生活習慣改善を目的とした保健指導を行う事業となります。 特定保健指導は、業者委託での実施に加え、動機付け支援の実施のみ門真市医師会様にも委託させていただいております。 特定保健指導を利用していただくため、未利用者に対し文	

	書や電話による利用勧奨や、気軽に利用していただけるようイベント型の特定保健指導を実施しております。また、平日夜間の開催やICTを活用した面接、加えて集団による特定健診では、特定保健指導の対象と見込まれる方に初回面接の分割実施を行い、次の指導につながりやすくする工夫を実施しております。 このような取り組みの結果、13ページ、14ページに記載しておりますように、法定報告による特定保健指導実施率は、令和4年度の8.2%から、令和5年度21.9%、令和6年度21.6%、令和7年度はリハーサル値にて25.7%と大きく上昇いたしました。特定保健指導実施率についても、特定健康診査受診率同様、最終的な素案では本番データに差し替えさせていただきたいと思っております。 特定保健指導事業につきましては、実施率における目標値のうち、アウトカムに設定しました充足値である15%が達成できたため、今後の3年間における充足値について上方修正を検討できればと思っており、具体には、現状の15%から全国平均値として示されております29%に変更したいと考えております。 目標値が達成できたことを踏まえ、事業評価は「◎」とし、今後もさらなる実施率向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。 次に、15ページの「たばこ対策事業」についてです。 この事業は、たばこによる健康被害の周知・啓発をはじめ、禁煙指導や受動喫煙防止対策を行って、喫煙率の減少をめざす事業となります。 取り組みの具体としましては、母子手帳交付時など母子保健事業でのチラシ配布等による周知啓発や、守口保健所様との連携、加えて特定健診対象者に対する特定健診受診券同封パンフレットへの受動喫煙防止などの記事掲載、また、さまざまな機会を活用した禁煙指導や、ホームページなどの活用による喫煙リスクの周知などを行っております。	

	令和 6 年度からは、集団による特定健診会場にて喫煙者に個別の禁煙指導を開始し、令和 8 年度にはその事後フォローとして架電による禁煙指導を開始いたしました。 しかしながら、17 ページにありますように、目標値に設定しております特定健康診査受診者における喫煙率は男女ともに目標値を大きく上回っておりますことから、事業評価としては課題が残るとして「〇」とし、今後の方向性につきましては、あらゆる機会を活用し、喫煙率低下をめざす取り組みの推進に引き続き努めてまいりたいと考えております。 次に、19 ページの「重症化予防対策事業」についてです。 この事業は、特定健診結果から対象となる方に対し、生活習慣病の重症化を予防するための介入支援を行い、健康寿命の延伸および医療費の適正化に努める事業となります。 高血圧、糖尿病、脂質異常症について、特定健診結果からそれぞれ 20 ページの記載にあります基準に従って対象者を抽出し、電話や文書にて受診勧奨および受療確認、服薬確認等を行います。 22 ページの考察にも記載しておりますとおり、電話連絡がつかない方への接触が難しく、直接の介入支援ができない場合等もあり、目標値の達成には至っていないことから事業評価としては「〇」とし、今後も対象者に直接のアプローチを行うとともに、疾病や受診行動への意識が高まるよう、文書通知の工夫など、実施内容の改善を検討してまいりたいと考えております。 次に、23 ページの「糖尿病性腎症重症化予防事業」についてです。 この事業は、糖尿病性腎症の重症化を防ぎ、人工透析に至らないよう介入支援を行い、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図るものとなります。 現在、本市では、特定健診の結果から 24 ページに記載しております基準にあてはまる未治療者および治療中断者に対	

	し、適切に医療機関につながるよう、電話や文書による介入支援を行っております。 また、これまで取り組みができていない治療中の方のうち、コントロール不良者に対する保健指導を実施するため、門真市医師会様、守口保健所様と連携して「糖尿病性腎症重症化予防事業検討委員会」を立ち上げ、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて計 4 回の会議にて議論を重ね、対象者抽出基準や事業実施体制などを決定いたしました。 現在、令和 9 年度からの事業開始に向けて準備を進めているところでございますので、25 ページのアウトプット欄に新たな取り組み内容として追加記載し、アウトプットとして保健指導終了者数 20 人と設定できればと考えております。 現在の実施状況としましては、26 ページにありますとおり、達成できていない目標がありますことから、事業評価は「〇」とし、今後も引き続き未治療者が適切に医療につながるよう介入支援を行うとともに、令和 9 年度から新たにコントロール不良者に対する支援をかかりつけ医と連携しながら進めてまいりたいと考えております。 次に、27 ページの「重複・多剤投与者対策事業」をご覧ください。 この事業は重複服薬・多剤服薬の可能性がある対象者に対し、適切な服薬となるよう介入支援を行い、医療費の適正化を図る事業となっております。 27 ページに記載しております条件にあてはまる対象者を抽出し、薬剤師等が電話等による介入支援を行っております。 令和 6 年度より、レセプトデータに代わり、大阪府国民健康保険団体連合会より重複服薬対象者のデータが提供されるようになったため、抽出元データが変更となりました。 抽出条件も記載のとおり変更がございましたが、計画どおりに事業を実施いたしました。 29 ページの目標値に関しましては、年度によりばらつきが	

	ある状況となっておりますが、抽出された対象者はレセプトデータをベースとしておりますことから、特定健診未受診者も多く含まれていると考えられます。 特定健診未受診者は電話番号が把握できないため、直接のアプローチが困難となることが想定されるなど、課題が残ったことから、30 ページの事業評価は「〇」とし、今後につきましては、電話番号が把握できるよう、当該事業だけでなく特定健診受診率向上も並行して丁寧に取り組み、相互に効果が得られるよう努めてまいりたいと考えております。 次に、31 ページの「ポピュレーションアプローチ事業（高血圧・糖尿病・脂質異常症の予防）」についてです。 この事業は、高血圧・糖尿病・脂質異常症の危険性を広く周知し、生活習慣病予防に取り組む人を増やすことを目的に実施いたしております。 現在、32 ページにありますとおり、特定健診受診者に対し、生活習慣病の予防に関する内容についてアスマイルによる周知や結果説明会の開催を通して周知啓発の徹底を行っております。加えて全市民に対しましては、生活習慣病の危険性をお伝えする講座や教室の開催、ホームページ等に健康に関する情報の掲載、大阪府のアスマイルアプリを活用した周知などの取り組みを実施しております。 結果説明会につきましては、先ほど特定健康診査事業でもご説明しましたとおり、廃止の検討をしたいと考えております。 結果説明会の廃止検討に伴い、33 ページのアウトプットの評価指標の変更を併せて検討させていただきたいと考えております。 案としましては、「周知啓発の徹底」について、特定健診対象者に対し、毎年 5 月下旬に一斉送付する特定健診受診券に同封するパンフレットに生活習慣病に関する内容を掲載し周知する取り組みに変更し、アウトプット指標は「受診券同封パンフレットによる周知啓発実施率」として、	

	95%以上を目標値とできればと考えております。 このように、さまざまな機会を活用して周知啓発に取り組んでおりますが、34 ページの事業評価としましては、課題が残っていることから「〇」とし、今後の方向性は結果説明会の廃止をはじめ、実施内容の見直しを進めるとともに、効果的な健康情報の周知に努めてまいりたいと考えております。 次に、35 ページの「ポピュレーションアプローチ事業（介護予防）」をご覧ください。 この事業につきましては、当初の目的といたしまして「高齢者の要支援・要介護者の減少を目指す」こととしておりましたが、今後、高齢者数が増加することにより母数が増加し、母数の増加に伴って要支援・要介護者数も増加するため、要支援・要介護者数の減少を掲げることが目標として適切な状況ではないことから、高齢者に対し、運動の推進や歯の健康などに関する情報提供を行うことにより、適切な介護予防の知識を身につける高齢者が増えることや、高齢者のフレイルを予防し健康寿命の延伸をめざすため、運動、栄養、口腔、社会参加に関する情報提供等を行うことにより、フレイル予防の正しい知識を身につける高齢者が増えることをめざすものへと変更をさせていただきたいと考えております。 36 ページにあります取り組みの具体につきましては、介護予防としまして 65 歳以上の市民に対し介護予防教室の実施、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」としまして、同じく 65 歳以上の市民に対しフレイル予防に着目した教室や出前講座などを実施しております。 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」につきましては、事業を開始しました令和 5 年度以降、実施内容の拡充および充実、また事業実施圏域の拡充などブラッシュアップを重ねながら推進してまいりました。 このように取り組み内容を拡充しつつ事業を推進する中で、37 ページの事業目的「要支援・要介護者数の減少をめ	

	ざす」につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後の高齢者数の増加に伴い目的の変更をさせていただきたいと考えております。 具体には、表の上段の介護予防の取り組みにつきましては「高齢者に対し、運動、歯の健康などに関する情報提供を行い、適切な介護予防の知識を身につける高齢者が増える」に、表の下段「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」の取り組みにつきましては「高齢者のフレイルを予防し健康寿命の延伸をめざすため、運動、栄養、口腔、社会参加に関する情報提供等を行うことにより、フレイル予防の正しい知識を身につける高齢者が増える」に変更させていただきたいと考えております。 それに伴い、現在「介護予防」の取り組みのアウトプット指標につきましては「介護予防教室（口腔）」を設定しておりますが、口腔だけでなく運動や認知症などあらゆるテーマで教室を展開していることから、口腔を削除して「介護予防教室開催回数」とし、目標値を 70 回に変更することを検討したいと思っております。加えてアウトカム指標につきましても、現在設定している「要支援・要介護者数の増加を抑制」という指標を「介護予防教室参加者数」とし、目標値を 1,750 人に変更できればと考えております。 「一体的な実施事業」につきましては、アウトプット指標の「フレイル予防教室等の参加延べ人数の増加」は変更せず、アウトカム指標を「フレイル予防に対する理解度の向上」に変更できればと考えております。アンケートを実施しており、その中で「フレイルの理解が深まった」と回答したものを指標として設定できればと思っております。 38 ページの考察にありますように、どちらの取り組みにおきましても現状を踏まえつつ関係機関と連携しながら進めてまいりましたが、評価指標の変更を検討することに加え、現在の取り組み内容を計画策定時の評価指標で評価することは困難であることから、事業評価としましては「評価不能」といたしました。 今後の方向性としましては、関係機関との連携のもと、高	

	齢者の健康の保持増進を期待できる取り組みを検討し、実施に努めてまいりたいと考えております。 次に、39 ページの「がん検診事業及びポピュレーションアプローチ事業」についてです。 この事業は、さまざまな機会を活用し、がん検診の意義や必要性等についての周知啓発を実施することで、がん検診受診率の向上を図り、健康寿命の延伸につなげるものです。 40 ページをご覧ください。 日曜健診を除く集団健診時の肺がん検診同時実施をはじめ、令和 5 年度からは乳がん検診、令和 8 年度からは乳がん検診に加えて子宮がん検診も同時実施ができる体制を整えました。 また、がん検診受診率向上の取り組みとしましては、広報・SNS などさまざまな媒体を活用した周知啓発や、大阪府設定の重点受診勧奨対象者に対して受診勧奨通知の送付や、保育付きの子宮がん検診の体制整備などを実施しております。 41 ページに記載しておりますアウトプットの評価指標のうち、「集団健診時の肺がん以外のがん検診同時実施の取組み」の評価指標は乳がん検診に限定した指標となっておりますが、現在、子宮がん検診の同時実施も開始していることから、がんの種類を限定しない評価指標に変更し、「集団健診時のがん検診同時実施回数：2 回以上」と設定できればと考えております。 また、アウトカムの評価指標について、各種がん検診の受診率向上から目標値を明確にするため、「がん検診受診率（大阪府平均）」に変更できればと考えております。現状、胃がんなど 5 がんがある中で、肺がんは数値が良いのですが、それ以外のがん検診受診率があまり府平均を下回っておりますので、大阪府平均まで持っていけたらと考えております。 事業評価につきましては、がん検診の受診率向上という点	

	ではまだまだ課題が残っているため「○」とし、今後も受診率向上をめざし、引き続き実施内容の検討に努めてまいりたいと考えております。 次に、43 ページの「ジェネリック医薬品普及事業」についてです。 この事業は差額通知の送付やジェネリック医薬品希望カードの配布等を行い、医療費の適正化をめざすものです。 44 ページに記載しておりますとおり、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額が 100 円以上削減できる世帯に健康保険課より年 4 回の差額通知を送付しております。また、国民健康保険料納入通知書の郵送時にジェネリック医薬品希望カードを同封し、全世帯にお送りしております。 45 ページに評価指標を記載しておりますが、差額通知の発送回数を 4 回と設定しております。この発送回数につきまして、大阪府の基準では 3 回となっていることを踏まえ、目標値を 3 回に変更できればと考えております。 当該事業につきましては、アウトカムの評価指標をジェネリック医薬品の普及率 85%以上と設定しておりますが、令和 7 年度 87.8%で達成されました。そのため、事業評価は「◎」とし、今後の目標値の達成維持に向け取り組みの推進に努めてまいりたいと考えております。 次に、47 ページの「ポピュレーションアプローチ事業（歯科健診）」についてです。 この事業は、歯の健康に関する知識の普及および啓発を実施することで、生活習慣病にも関連している歯周病の早期発見に資するとともに、オーラルフレイルに関する知識の普及および啓発を実施することで、口腔機能の向上に資することを目的としています。 48 ページに具体的な取り組みを記載しておりますが、特定健診だより等に歯科健診に関する情報提供記事を掲載、歯の健康に関する健康教育講座や健康相談について積極的な	

	情報提供、歯科医師会様との連携のもと成人歯科健診の啓発を行っております。 令和 6 年度からは成人歯科健診の対象者について、これまでの 30、40、50、60、70 歳に加え、20 歳も追加し、若い世代から歯の健康管理をしていただけるようにし、毎年度、対象者には受診勧奨ハガキを個別に送付いたしております。 しかしながら、当該計画が 40 歳以上を対象とするデータヘルス計画であることに鑑み、成人歯科健診受診率は 40、50、60、70 歳の受診者で算出しておりますが、49 ページにありますように、アウトカムに設定した成人歯科健診の受診率は伸び悩んでおります。 そのため、事業評価は課題が残るとして「〇」とし、今後も引き続き成人歯科健診受診率向上をめざし、丁寧な周知啓発に努めてまいりたいと考えております。 ご説明は以上でございます。	
外山委員長	ありがとうございました。 資料 1 は 11 のこの事業について目的から内容、実施状況、評価ということでご報告いただいて、その中で一部の指標なり事業の変更に関してが、この資料 2 に抽出してまとめたということですね。	
事務局 （主任）	そうです。	
外山委員長	この 11 の変更項目については、資料 2 の方を説明してもらっていいですか。	
事務局 （主任）	はい。資料 2 についての「個別の保健事業の検討事項」について、先ほど長々とご説明をさせていただいたのですが、検討したい事項をピックアップして掲載をさせていただいております。	

	まず、特定健康診査事業に関しまして、結果説明会の活用について、参加者数が少ないため費用対効果が得にくく、廃止を検討できればと思っております。 次に、特定保健指導事業に関しまして、未利用者への利用勧奨・利用しやすい環境整備について、実施率が目標値である充足値 15%を超えているため、目標値の上方修正として全国平均の 29%に設定することを検討していただけたらと思っております。 次に、糖尿病性腎症重症化予防事業に関しまして、「未治療者への勧奨およびコントロール不良者への保健指導」についてです。透析導入患者数が多いことから、糖尿病性腎症重症化予防事業のコントロール不良者の保健指導を令和 9 年度より開始する予定でございます。アウトプットにコントロール不良者の保健指導終了者数を指標として追加し、目標値 20 人と設定できればと思っております。 次に、ポピュレーションアプローチ事業（高血圧・糖尿病・脂質異常症の予防）に関しましては、周知啓発の徹底の部分で、アウトプット指標として結果説明会の参加人数を指標としております。ただ、結果説明会の廃止に伴って、受診券同封チラシによる周知啓発実施率を指標として、目標値 95%を検討できればと思っております。 次に、ポピュレーションアプローチ事業（介護予防・一体的実施）についてです。 介護予防について、要支援・要介護者数の増加抑制は、高齢者が増加しており今後も減少の兆しがない状況であるため、「適切な介護予防の知識を身につける高齢者が増える」に目的の変更を検討できればと思っております。アウトカムを「介護予防教室の参加者数」として目標値を 1,750 人、アウトプットを口腔だけでなく運動、認知症などあらゆるテーマで介護予防を開催しているため、「介護	

	予防教室（口腔）」から「介護予防教室」に変更し、目標値を 70 回に変更できればと思っております。 一体的実施に関しましては、目的を「フレイル予防の正しい知識を身につける高齢者が増える」に変更ができればと思っております。アウトカムを「フレイル予防に対する理解度の向上」に変更し、アンケートを実施している中で、フレイルの理解が深まったかに「はい」と回答したものを指標として設定できればと思っております。 裏面になります。 がん検診事業およびポピュレーションアプローチ事業についてです。アウトカムの各種がん検診の受診率向上から、各種がん検診の受診率（大阪府平均）に変更できればと思っております。現状、5 がんある中で肺がんは数値が良いのですが、それ以外のがんが府平均を下回っておりますので、大阪府平均まで上昇できればと思っております。 次に、集団健診時の他のがん検診同時実施のアウトプット指標について、令和 5 年度から令和 8 年度にかけて実施方法を変更しております。令和 5 年度から 7 年度は集団健診時の乳がん検診同時実施を年 2 回、令和 8 年度は集団健診時の乳がん・子宮がん検診同時実施を年 2 回実施しておりますので、乳がんに限らず指標の変更ができればと思っており、アウトプットを「集団健診時のがん検診同時実施回数 2 回以上」に変更させていただけたらと思っております。 次に、ジェネリック医薬品普及事業についてです。差額通知につきまして大阪府の 3 回に基づいて、門真市では 4 回実施をしていますが、次年度以降は 3 回実施に変更できればと思っております。 以上でございます。	

外山委員長	はい、ありがとうございました。そうしましたら、この 11 事業の中間評価、特に指標・事業の変更部分に関しまして、ご質問・ご意見を伺いましょうか。	
服部委員	ジェネリックのところで、ジェネリック医薬品の普及率が 87.8%で、令和 11 年度の目標値の 85%以上を超えているので、できれば目標値を 90%とかにしたらどうでしょうか。	
事務局（主任）	目標値の 85%以上を、90%に引き上げるということですね。	
服部委員	90%まで、残り 2.2%なんですが、令和 11 年度まで時間ありますし、年々少しずつ上がっているので、90%に目標値を変更するのは、どうでしょうか。	
事務局（主任）	この事業は健康保険課が実施している事業となります。	
藤井委員	そうですね。今現時点でも超えているというところで、ご意見いただいているのかなと思いますので、ちょっと検討させていただいてもよろしいでしょうか。	
外山委員長	これは国の目標値を超えているということにはなるんですかね。	
藤井委員	そうです。健康保険課の方で調整させていただいて、最終的に素案の方にどう載せるかについてまた改めて共有させていただけたらと思います。	
外山委員長	29 年度末に数量シェアで 80%以上が国の目標なので、元々の指標も高く、現在超えてるというところで、せっかくここまで来たから、さらにという意見が出ました。他はいかがでしょうか。	
外山委員長	私が引っかかるのは、結果説明会の廃止のところ、個別健診では受託の医療機関に対面説明が義務付けられていると	

	いう状況です。我々普段の診療で企業健診などを見てますと、書面だけで結果通知があった方で、健診結果を適切に読めている人は、なかなかおられないんです。 そういった中で、重症化予防対策事業などで生活習慣病で引っかかる人は良いのですが、そこから漏れる心電図、貧血、肝機能、尿酸等は網がかからない状態になっているので、何らかの説明を聞ける機会の保証があったり、一定以上の異常があった方に強力に受診を勧める仕組みがあったり等、代わる仕組み検討とありましたけど、その部分はしっかりと検討して欲しいと思います。 結果説明会の開催にコストもかかるし、参加者数も少ないというのは理解できますが、代わる手段がないかなというのが正直なところです。	
事務局 （上席主査）	そうですね。まだ、どういう形でというのは今のところ結論を出せてはいませんが、健康相談等さまざまな手法で検討させていただけたらと思います。ありがとうございます。	
外山委員長	他はいかがでしょうか。	
三場委員	すいません。今後の方向性のところで、『結果説明会を廃止するが、その代わりにこういうことをしていきます』みたいな文章があれば良いかなと思います。	
外山委員長	他はいかがでしょうか。 特にご意見がなければ、次に進んでよろしいでしょうか。 では、今後のスケジュールについて説明をお願いします。	議題（3）
事務局 （課長補佐）	それでは、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。	

	本日いただいたご意見を踏まえ、中間評価の素案を修正させていただきたいと思います。 第３回の推進委員会では、修正した素案について最終確認をお願いしたく存じます。 確認終了後、ご承認いただいた素案について、令和９年１月から約１か月間のパブリックコメントの実施を予定しております。 最後の第４回につきましては、パブリックコメントの結果を踏まえ、必要に応じて修正された中間評価案を提示させていただき、その内容をご審議いただき、ご承認いただいたものを答申していただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。 以上、簡単ではございますが、今後のスケジュールのご説明となります。よろしくお願いいたします。	
外山委員長	ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。 あるいは全体振り返って、何かありませんでしょうか。 では、特にご発言がなければ、本日の第２回門真市国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健康診査等実施計画推進委員会は、これをもちまして終了させていただきます。 委員の皆様方、ご協力いただきありがとうございました。 事務局さんお願いします。	
事務局 **（課長補佐）**	本日の推進委員会の議事録についてでございますが、２週間以内に作成し、市ホームページおよび市役所新別館１階の市情報コーナーでの公表を予定しております。 皆様の発言につきましては、公表前に事前にご確認をいただき、調整をさせていただきたいと思いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。	閉会

	会議としては終了になりますが、次回第3回の推進委員会の日程につきましては、以前に調整させていただきましたとおり、12月10日を予定しております。 会議室につきましては、保健福祉センター4階にあります会議室1・2を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。 それでは長時間にわたり、本日はどうもありがとうございました。	